平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第32号

平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第60号。以下「改正給与条例」という。) 附則第2項から第4項まで及び市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年岩手県条例第61号。以下「改正給与等条例」という。) 附則第2項から第4項までの規定に基づき、平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例措置の対象としない職員)

- 第2条 改正給与条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正給与条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。)第38条第1項後段又は第43条第8項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「給与条例基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1か月以内に退職した職員であって同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正給与条例第1条の規定による改正前の給与条例第38条第1項後段、第39条第1項後段又は第43条第8項の規定の適用を受けたものにあっては、当該退職した日)から給与条例基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務したり、引き続いて職員とする。)以外の職員とする。
 - (1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。)の適用を受ける職員
 - (2) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第29号)又は企業局企業職員の給与の種類及び 基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第32号)の適用を受ける職員(以下「企業職員」と総称する。)
 - (3) 給与条例第43条の2の規定の適用を受ける職員
 - (4) 特別職に属する県の職員
- 2 改正給与等条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正給与等条例第1条の規定による改正後の給与等条例第29条第1項後段又は第33条第8項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「給与等条例基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年6月1日(同日前1か月以内に退職した職員であって同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正給与等条例第1条の規定による改正前の給与等条例第29条第1項後段、第30条第1項後段又は第33条第8項の規定の適用を受けたものにあっては、当該退職した日)から給与等条例基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。
 - (1) 給与条例の適用を受ける職員(第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 企業職員
 - (3) 給与条例第43条の2の規定の適用を受ける職員
 - (4) 特別職に属する県の職員

(調整額の特例)

- 第3条 改正給与条例附則第2項の人事委員会規則で定める減額改定対象職員は、平成21年6月1日(以下「基準日」という。) においてその者に適用される給料表並びに職務の級及び号給がそれぞれ別表第1の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員(以下「給与条例特例職員」という。)とする。
- 2 改正給与条例附則第2項の人事委員会規則で定める額は、給与条例特例職員に対して平成21年6月に支給された期末手当及び 勤勉手当の合計額から、基準日において当該給与条例特例職員が受ける号給が同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職 員が受ける最高の号給であったものとみなして算出されることとなる期末手当及び勤勉手当の合計額を減じた額に相当する額と する。
- 3 改正給与等条例附則第2項の人事委員会規則で定める減額改定対象職員は、基準日においてその者に適用される給料表並びに 職務の級及び号給がそれぞれ別表第2の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員(以下「給与等条例特例職員」という。)とする。
- 4 改正給与等条例附則第2項の人事委員会規則で定める額は、給与等条例特例職員に対して平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額から、基準日において当該給与等条例特例職員が受ける号給が同じ職務の級に属する減額改定対象職員以外の職員が受ける最高の号給であったものとみなして算出されることとなる期末手当及び勤勉手当の合計額を減じた額に相当する額とする。

(人事交流等により引き続き新たに職員となった者についての特例)

- 第4条 改正給与条例附則第3項の人事委員会規則で定める者は、第2条第1項第1号又は第2号に掲げる職員(以下「給与等条 例職員等」という。)とする。
- 2 改正給与等条例附則第3項の人事委員会規則で定める者は、第2条第2項第1号又は第2号に掲げる職員(以下「給与条例職員等」という。)とする。
- 3 改正給与条例附則第3項及び改正給与等条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者(以下「人事交流特例職員」という。)とする。
- 4 改正給与条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、給与等条例職員等に係る給与に関する条例、規程等の改正給与条例 附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。この場合においては、給与等条例職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における給与条例基準日に相当する日とみなす。
- 5 改正給与等条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、給与条例職員等に係る給与に関する条例、規程等の改正給与等条例附則第2項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。この場合においては、給与条例職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における給与等条例基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第5条 改正給与条例附則第2項又は改正給与等条例附則第2項に規定する調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り 捨てるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成17年岩手県人事委員会規則第57号)は、廃止する。

別表第1(第3条関係)

| 給料表 | 職務の級 | 号 給 |
|--------|------|--------------|
| 行政職給料表 | 1級 | 57号給から59号給まで |

| | 2級 | 25号給 |
|-----------|----|--------------|
| | 3級 | 9 号給 |
| 公安職給料表 | 1級 | 53号給及び54号給 |
| | 2級 | 45号給及び46号給 |
| | 3級 | 33号給及び34号給 |
| | 4級 | 17号給及び18号給 |
| 教育職給料表(1) | 1級 | 53号給及び54号給 |
| | 2級 | 33号給 |
| 教育職給料表(2) | 1級 | 53号給及び54号給 |
| | 2級 | 45号給 |
| 研究職給料表 | 1級 | 57号給 |
| | 2級 | 33号給 |
| 医療職給料表(2) | 1級 | 53号給から55号給まで |
| | 2級 | 33号給 |
| | 3級 | 17号給及び18号給 |
| | 4級 | 5号給及び6号給 |
| 医療職給料表(3) | 1級 | 57号給及び58号給 |
| | 2級 | 41号給及び42号給 |
| | 3級 | 17号給及び18号給 |
| | 4級 | 5号給及び6号給 |

別表第2(第3条関係)

| 給料表 | 職務の級 | 号 給 |
|--------|------|--------------|
| 行政職給料表 | 1 級 | 57号給から59号給まで |
| | 2級 | 25号給 |
| | 3級 | 9号給 |
| 教育職給料表 | 1 級 | 53号給及び54号給 |
| | 2級 | 45号給 |
| 医療職給料表 | 1 級 | 53号給から55号給まで |
| | 2級 | 33号給 |
| | 3級 | 17号給及び18号給 |
| | 4 級 | 5号給及び6号給 |